

第二十三号議案

江戸川区印鑑条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和二年二月十七日

提出者

江戸川区長

齊

藤

猛

江戸川区印鑑条例の一部を改正する条例

江戸川区印鑑条例（昭和五十年三月江戸川区条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第二号を次のように改める。

二 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）

第六条第一号中「備考欄に記録されている」を「備考欄に記載（法第六条第三項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製する住民基本台帳にあつては、記録。以下同じ。）がされている」に改める。

第七条第一項第三号中「（法第六条第三項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製する住民基本台帳にあつては、記録。以下同じ。）を削る。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説明）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第三十七号）の制定を踏まえ、印鑑の登録資格に係る規定を改めるほか、規定を整備する必要があるので、本案を提出いたします。